

## 第1回（サンプル）

### 第0-1 ベトナムの経済成長と日本

近年、日本の経済界では、「アジア諸国の成長を日本の成長につなげる」とか、「アジアでの需要を内需に取り込む」といった展望がよく語られる。そうした中、東南アジア諸国連合（Association of South - East Asian Nations 以下、「ASEAN」）加盟10カ国の中では「後発新興国」とされるベトナムの経済成長への注目度も、高水準が維持されている。2011年の日本からベトナムへの直接投資件数（新規認可ベース）は、震災があったにもかかわらず208件と過去最高を記録した。※1

ベトナムは、日本から飛行機で6時間あまり、時差も僅か2時間という近さにある。その人口は、産児制限にもかかわらず9000万人に迫り、さらに増加中である。全人口の平均年齢が30歳前後という「若者の国」であり、今後も生産拠点として、また消費市場として、成長が見込まれている。

### 第0-2 ベトナムの経済成長と環境法整備

開発・経済成長が進む過程で、環境問題が生じるのは世の常である。日本の高度経済成長期がそうであったように、ベトナムでは、正に今こそが、開発・経済成長と環境保護とが鋭く対立する時期である。先進国が積み上げてきた経験が活かされることが強く望まれる。

一方で、ベトナムのような新興国は、先進国の経験をただなぞるのではなく、あくまで「彼らの経験」をこれから積み上げてゆくという側面もある。

社会主義国を標榜し、事実上共産党一党支配であるベトナムでは、たとえば日本で1970年に展開された「公害国会」のような形で、環境についての法制度が構築されるわけではないだろう。そもそも、環境法にとどまらない法制度一般の整備について、各国・国際機関がドナーとなって支援がなされていて、ベトナムにとっては、環境法整備も、外来の「先進的な」制度をどのように消化・吸収してゆくかという大きな課題の一部をなすものとも言える。日本人の頭でイメージするならば、明治期の近代法制度整備と、高度成長期以降の環境法整備とを、同時にやっている状況とでも言えようか。

また、人類は既に「持続可能な発展」の概念を知っている。温室効果ガスへの対策など、地球規模の環境問題があることも知っている。それらを深く意識することのなかったかつての日本の高度成長期と、一概にパラレルに扱うことはできない。

### 第0-3 このレポートの目的

このレポートでは、そんなベトナムの環境法を、日本法に慣れ親しんだ視点から整理するとどうなるかを見てゆく。

実務的には、法制度そのものの理解と同時に、実際の執行の状況を知ることが重要な意味を持つだろう。日本において裁判例の把握が意味を持つと同様に、ベトナムにおいては、役所がどのような法執行をしているかの把握が、とりわけ現地で事業を遂行している日本企業にとって、重要な意味を持っている。※2、3

しかしまず、ベトナムの環境法規制がどのようなものであるかを知らなければ、その執行の特徴も問題点も把握できない。共産党一党支配の社会主義国の国家体制は、現代日本人の頭では理解しにくいところがあり、それに起因して、法のつくりもわかりにくいものになっている。

そこで、しばらくはベトナム環境法の柱となる「環境保護法」と呼ばれる法典を中心に、日本で入手できる資料をもとに読み進めることにする。

※1 JETRO ウェブサイト>海外ビジネス情報>国・地域別情報>アジア>ベトナム>基礎データ>経済動向 2012 年 4 月 13 日付。 [http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/basic\\_01/#block5](http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/basic_01/#block5) 参照。URL は 2012 年 5 月 22 日現在のもの。

※2 ベトナムでは、司法の機能が弱く、行政もスキル、キャパシティ両面で弱いことが指摘されていて、実際に各国際援助機関が制度構築、制度改革を援助している途上にある。このような状況下では、「〇〇人民裁判所が法をこう解釈した」ということよりも、「△△の工場が□□の件で摘発された（最近、□□の件について役所が厳しくなったようだから、うちも気をつけよう）」ということの方が、事実上の行為規範として強く働くことになる。

※3 ベトナム天然資源環境省で環境法政策の策定に関わる Do Nam Thang 博士（ベトナム環境総局・環境管理科学院副院長）は、「規制を強化すれば、そこに（汚染防止装置などの）ビジネスチャンスが生まれる。ベトナムとしては、日本からの投資を歓迎する」と述べている（2012 年 2 月 9 日、第 8 回アジア太平洋・エコビジネスフォーラムの席上）。日本企業にとっては、環境法規制が強まることは、自らの行動を制限するものであると同時に、対応技術を持たない地場企業に対する開拓営業の好機となる。その意味でも、ベトナムの行政が、どこで、どのような規制を執行したかを随時把握しておくことは重要である。

## 第 1-1 ベトナム憲法の概要

ベトナム環境保護法に入る前に、ベトナムという国の法制度、国家機構などの概要を確認しておこう。

ベトナムは、ベトナム社会主義共和国という社会主義を標榜する国である。現行の憲法は、1986 年に始まったいわゆるドイモイ（刷新）路線のもと、1992 年に公布され、2001 年に若干の改正を経たものである（以下、「ベトナム憲法」と呼ぶ）。※1

ベトナム憲法は、法治主義に関連する「社会主義法権国家（社会主義的法治国家）」、憲法概念に関わる「社会主義的適法性」、統治機構についての「民主集中原則」、「三権分業」（三権分立ではない）、「人権」に対する「市民の権利」などの、独特な概念を含んでいる。それぞれ興味深い概念だが、さしあたり今は、社会主義国の憲法の特徴をみておこう。

現代日本人の頭では、憲法とは、国民が、国家を名宛人としてその権力を縛るために提出したものとする。そして、人権とは、第一義的には人が生まれながらにして持つ権利であり、前国家的なもの（国家から与えられた権利ではなく、国家なるものが存在する以前から人が持っているもの）であるとする。

ところが、社会主義国の憲法は、そういうものではない。社会主義の世界では、この世は

いつも階級闘争たる社会主義革命のさなかにある。共産党は革命のための前衛（先頭に立つ部隊）であり、革命が成れば、反革命を封じ込める前衛である。

ベトナム憲法においても、「ベトナム共産党は、ベトナム労働者階級の前衛」と位置づけられている（4条）。その国家観の中には、「前国家的」な人権というものは、そもそも存在しない。そこでは、憲法は、国民が自分たちの前国家的な人権を守ろうとして国家権力を縛るために提出したものではない。階級闘争（革命）を勝利に導くために、闘争の前衛（先頭部隊）たる共産党が、階級闘争（革命）の管理のために国家を置き、憲法を置くのである。ベトナム憲法前文も、「党が領導し、国家が管理し、人民が主人となる」と謳っている。※2

ベトナムの環境法を読んでいてまず困惑させられるのが、名宛人の問題である。条文が誰を名宛人にしたものなのか、その名宛人はどういう人や団体なのか、日本人の頭では理解しにくい部分がある。その原因の一つに、そもそもの国家観の違いがあるように思われる。

## 第1-2 ベトナムの統治機構の概要

### （1）民主集中原則と三権分業

ベトナムの統治機構の基本的な原則は、「民主集中原則」と言われる（ベトナム憲法6条）。その意味するところは、民主原則＝「下部における徹底的な民主的討論を保障し、その結論は上部の決定に反映される」、集中原則＝「下部の民主的討論を踏まえて上部が下した決定に下部が従う」ということだそうである（※3）。実態としては、「民主」の部分から集団的指導体制が、「集中」の部分から下位機関の上位機関への絶対服従が導き出されている。

国家権力は統一されたものであり、国会、政府、人民裁判所が、それぞれ立法、行政、司法の権限を分配されて、「三権分業」が行われている（ベトナム憲法2条）。なお、法律などの最終的な解釈権限は、裁判所ではなく、国会の常設機関である国会常務委員会に与えられている（ベトナム憲法91条3号）。結局、「三権分業」を日本人の頭でイメージするならば、「三権の間にチェック・アンド・バランスの関係が保障されていないもの」ということになるだろう。

国家権力は統一されたものであることから容易に想像がつくとおり、地方分権の制度はない。それゆえ、「地方自治体」と呼べる団体はない。地方における人民評議会（地方議会のようなもの）、人民委員会（地方の行政府）は、国家権力の地方機関にすぎない（※4）。地方行政単位（日本でいう都道府県や市町村）は、上から「省（および中央直轄市）」、「県」、「町」や「社（村）」となっている。※5

### （2）部門と級（レベル）

統治機構は、「部門」と「級（レベル）」によって分類される。環境法の条文にも頻繁に登場する語である。

「部門」は、横の分類概念で、「環境」とか「農業」とか「教育」といった専門分野を指す。

「級（レベル）」は、縦の分類概念で、中央、地方の省（および中央直轄市）、地方の県、地方の町や社（村）という上下の行政単位の階層を指す。

この階層に、民主集中原則が働く。たとえば、議会に相当するものは国会と地方の人民評議会があるわけだが、中央の国会を最上位として、省人民評議会、県人民評議会、社人民評議会という上命下服関係になり、それぞれ「省レベルの人民評議会」「県レベルの人民評議会」などと呼ぶ。

環境という「部門」についていえば、中央レベルに天然資源環境省（英名：Ministry of Natural Resources and Environment 以下、「MONRE」と呼ぶ）という役所があり、その下に、地方省（および中央直轄市）レベルに天然資源環境部（英名：Department of Natural Resources and Environment 以下、「DONRE」と呼ぶ）がある。DONREは、地方の省（および中央直轄市）の行政府すなわち人民委員会の内部で、環境の「部門」をつかさどっているわけである。

### 第1-3 ベトナムの法源・法規文書の概要

#### (1) 日本法との対比・前提事項

ベトナムで行われている各種の法形式や授権、委任の関係を、日本人の頭で理解するのはかなり難しい。難しさの原因を根本まで突き詰めるなら、「社会主義法権国家（社会主義的法治主義）」とか「社会主義的適法性」といった概念に正面から取り組まなければならないだろう。今は、環境法を読むために当面必要なことだけ確認しておこう。

まずは、比較の前提となる日本のことを見ておこう。日本における法形式やその効力関係も決してわかりやすいものではないが、一応の整理はできている。

すなわち、日本では、**憲法**が最高法規であって、これに反する法律や政令、省令、行政指導などの行為には、効力がない（憲法 98 条 1 項）。**法律**は、国の唯一の立法機関である国会が定める（憲法 41 条）。内閣は法律の規定を実施するために**政令**を制定できるが、法律の委任がなければ政令で罰則を定めることはできない（憲法 73 条 5 号）。国民の権利を制限し、義務を課する政令は、法律の委任を要する（内閣法 11 条）。霞ヶ関の各省の大臣は、法律・政令を施行するため、又はそれらの委任を受けて、**省令**を発することができる（国家行政組織法 12 条 1 項）。地方公共団体は、法律の範囲内で**条例**を制定できる（憲法 94 条）。地方公共団体の長は、法令に違反しない限りで、その権限内の事務について**規則**を制定できる（地方自治法 15 条 1 項）。

このように、日本では、基本的な法形式どうしの関係が明文化されている。行政をつかさどる者には、事前に民主的に定められた法律の根拠がなければ行政活動ができないという意味での「法律の留保」がかかっている。これが、日本人が慣れ親しんでいる法治主義であり、その根拠は、三権分立、特にこの場面では国会が国の唯一の立法機関であること（憲法 41 条）にある。

環境法についていえば、たとえば、大気汚染防止法は、国会が定めた**法律**であり、**憲法**に反しない限りで効力を持つ。

そして、大気汚染防止法上の「ばい煙発生施設」が何を指すかについては、同法 2 条 2 項が**政令**に委ねている。そこで、**政令**である大気汚染防止法施行令を見ると、その 2 条および別表第一中欄によって、何が「ばい煙発生施設」に当たるかが定められている。

また、大気汚染防止法 3 条 1 項は、ばい煙の排出基準について、**省令**に委ねている。そこで、**省令**である大気汚染防止法施行規則を見ると、その 3 条、4 条、5 条および別表によって、

具体的な排出基準の数値が定められている。

地方公共団体については、たとえば東京都は、**法律**の範囲内で「都民の健康と安全を確保する環境に関する**条例**」「東京都環境影響評価**条例**」などを定めている。

## (2) ベトナムの法規文書

ベトナムには三権分立はなく、三権分業である。そうすると、日本のような、三権分立を根拠にした法治主義は成り立たないことになる。そこで出てくるのが、「社会主義法権国家(社会主義的法治主義)」(法によって統治するが、あくまでその法も社会主義の枠組みの中で認められるものに限る、といった意味) という概念なのだが、ここでは立ち入らない。環境法を読むために当面必要な法規文書についてのみ触れておく。

### ①ベトナム憲法 (Constitution/Hiến pháp)

まず、ベトナム憲法がある。これは、国会が定める(ベトナム憲法 83 条、2008 年改正の法規規範文書公布法(以下、「法規文書法」と呼ぶ。) 11 条)。

### ②法律 (Law/Luật)

次に、国会が定める法律がある(ベトナム憲法 83 条、法規文書法 11 条)。環境法の代表的なものは、「環境保護法」と呼ばれる法律で、2005 年に改正されたものである(2006 年施行)。英名の Law on Environmental Protection の略で「LEP」と呼ばれることが多いので、以下では 2005 年改正環境保護法を「LEP」と呼ぶ。

検索の便宜のために、英字での略号を示しておく。2005 年改正環境保護法(LEP)は、次のように略号で表される。

Law No.52/2005/QH11

Law は法律であることを表す。No.52/2005 は、2005 年の 52 番という法律番号を表す。QH11 は、第 11 期国会で採択されたものであることを表している。

### ③政府の議定 (Decree/Nghị định)

政府の「議定」というものがある(法規文書法 14 条)。英語では Decree とされている。日本の環境省や JETRO などでも Decree の語を使用ないし併記し、訳語としては「政令」をあてている。各種ビジネスガイド等でもこれらの語が通用している。以下、「Decree」と呼ぶことにしよう。

そもそも、ここでいう「政府」とは、首相以下大臣級のメンバーの集合体を指すもので、日本でいう内閣のイメージである。国家行政の最上位機関で、国会に対して責任を負っている。その政府が定める Decree は、日本でいう政令のようなものとイメージできる。日本の政令との違いをいうならば、Decree には国会の立法活動が間に合わないときに、必要性から法律に代わるものとして制定されているものが多い点である。つまり、国民の権利義務に直接関わるものも、法律の委任なしに Decree で定められていることがあるということになる。

環境保護に関しては、LEP の施行細則・指針を定めた 2006 年の Decree No.80 や、その一部改正を定めた 2008 年の Decree No.21 など多数ある。※6

略号は、たとえば、Decree No.80/2006/ND-CP

2006 年の Decree 80 号ということである。ND-CP というのは、ND が「議定」であることを表し、CP は「政府」が定めたものであることを表す。Decree を「政令」という日本語

訳で置き換えるならば、ND-CPで「政令」を表すものと覚えておけばよい。

#### ④首相の決定 (Decision/Quyết định)

政府首相の「決定」というものがある(法規文書法 15 条)。これも以下では英訳の Decision の語で表すことにする。

首相は、政府諸機関の長の人事を決め、政府、中央から基礎(地方行政単位の最下層にある社(村)を指す)に至るまでの国家行政系統の方針、指導措置、活動管理について決定する。

環境保護に関しては、重要な Decision が多い。たとえば、2003 年の Decision No.64 は、最も深刻な環境汚染を引き起こす企業として 439 の施設がリストアップされ、2007 年までに移転、閉鎖、汚染対策の実施のいずれかの対応を迫るものであった。

略号は、たとえば、Decision No.64/2003/QĐ-TTg

2003 年の決定 64 号ということである。QĐ は「決定」であること、TTg は首相を表す。

#### ⑤国家技術基準 (QCVN)

「環境基準」を定めたものと言われる。「環境基準」の語が何を意味するかは、実際に LEP を読む中で明らかにすることにして、ここでは略号だけ紹介しておく。

たとえば、「大気環境基準」と呼ばれているものは、QCVN05:2009/BTNMT と略される。

2009 年の QCVN (国家技術基準) 05 番であり、BTMNT は天然資源環境省を表している。

これらの他にも、国会常務委員会の「決議 (Resolution/Nghị quyết)」、各省大臣の「通知 (Circular/Thông tư)」などの文書が存在する。さらには、共産党の文書が方向性を定めている場合もある。これらについては、統治機構中の組織についてもあわせて、LEP を読み進める中で、必要に応じて触れることにする。

※1 ベトナム憲法については、訳文は主に、荻野・畑・畑中編『アジア憲法集【第 2 版】』(明石書店、2007 年) p.1118 以下の中野亜里訳によった。訳文のほか、基本原則や国家体制については、白石昌也編『ベトナムの国家機構』(明石ライブラリー 2000 年) 第 1 章(白石執筆)、鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』(名古屋大学出版会 2009 年) 第 6 章(鮎京執筆)、『外国の立法』(国立国会図書館調査及び立法考査局 2007 年) 第 231 号 p.110「ベトナムの国会と立法過程」(遠藤聡執筆)を参照した。

※2 ベトナム憲法 4 条は、共産党を「国家と社会を指導する勢力である」と位置づけつつ、党の組織は「憲法と法律の範囲内で活動する」としている。ベトナムの憲法制定権は国会にあるのだが(ベトナム憲法 83 条)、その国会を共産党が指導する。ところが、その共産党は憲法の範囲内で活動するという、よくわからない関係である。ベトナムの場合、共産党一党支配といっても、現行憲法の文言上は複数政党を許容するものになってはいる。しかし、結局、国会常務委員会のメンバーも、政府のメンバーも、共産党内の序列によって決まっている。「法治主義」ならぬ「党治主義」と言われる所以であり、それが「社会主義法権国家(社会主義的法治国家)」の実態である。

※3 白石昌也は、民主集中原則について、『民主』原則とは(直接的もしくは間接的に)人民の意思を反映し、またその監視に服するという意味、『集中』原則とは少数者が多数者の決定に、個人が集団の決定に、そして下級が上級の決定に従うという意味であるという(前掲※1『ベトナムの国家機構』p.21)。

※4 「地方分権」はないが、地方政府に権力を「分級」することが目指されているとのことである。

前掲※1『外国の立法』231号 p.127 参照。

※5 ベトナムの国土面積は、ざっくり言うと「日本全体から九州の分の面積を引いたくらい」である。そこに、58の省と5つの中央直轄市（ハノイ市、ホーチミン市、ハイフォン市、ダナン市、カントー市）がある。「省」と言っても、中国の「省」ほどに面積の広い行政区分ではない。

※6 環境法に限らず他の法分野でも、Decree については、経済産業省、JETRO のウェブサイトや資料、各種ビジネスガイドにおいても、「政令」と訳しているものが多い。環境省のウェブサイトでは、一部の Decree の表題を「環境保護法施行細則及び指針」としたり、「環境保護法 2005 年の施行規則（2006 年）の改正（2008 年）政令 21 号」としたりと不統一ではあるが、Decree を「政令」とすることは統一されているようである。前者は「施行細則を定めた政令」の意味、後者は筆が滑ったということであろう。なお、日本法では、「施行規則」の語は、一般的には政令ではなく省令を指すことが多い。

## 第2-1 日本の「環境法」、ベトナムの「環境法」

ベトナムにおいても、ストレートに環境保護を目的とした法以外に、環境保護のために機能する法はたくさんある。また、ベトナム憲法には、国の中のすべての主体に対して「天然資源の合理的な使用と環境保護」を求め、「資源を枯渇させ、環境を破壊するあらゆる行動を厳禁する」規定がある（29条）。日本国憲法には見られない規定である。

ところで、日本で一般に「環境法」といえば、最初に思い浮かぶのは環境基本法だろう。逆に法令の側から、たとえば「大気汚染防止法は環境法か」と問われたら、答えは yes だ。さらに、「大気汚染防止法施行規則は環境法か」といえば、これも答えは yes だろう。

では、「環境基本計画」はどうだろう。

環境基本計画は、環境基本法 15 条 1 項が政府に対して策定義務を負わせているもので、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて案を出し、閣議決定するものである（環境基本法 15 条 3 項）。その内容は、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などである（環境基本法 15 条 2 項）。環境基本法は、主に政策目標を掲げたプログラム規定（法的拘束力をもたない）であると言われるが（※1）、環境基本計画は、プログラム規定よりも更に大綱的なものということになる。

ベトナムにも、大綱的な定めがある。たとえば、Decision No.256/2003/QD-TTg（「環境保護国家戦略（2010 年までの戦略及び 2020 年に向けたビジョン）」と紹介されている）や、Decision No.153/2004/QD-TTg と共に出された「ベトナムアジェンダ 21」と呼ばれる文書などである。

これらの文書が、政府（日本でいう内閣に相当）による Decree ではなく、Decision（首相決定）の形で出されていることから、なんとなく Decree と Decision の位置づけがイメージできるかもしれない（Decree は、やはり日本の「政令」に近く、「閣議決定」よりも実際に国民の権利義務に関わるもの）。これらの Decision の内容については、2007 年に日本の環境省請負事業として出された「ベトナムにおける企業の環境対策と社会的責任 CSR in Asia」報告書（財団法人地球・人間環境フォーラムによるもの。以下、「CSR in Asia」報告書と呼ぶ）の中に簡単な紹介がある。

（[http://www.env.go.jp/earth/coop/oemjc/H18\\_csr\\_asia/index.html](http://www.env.go.jp/earth/coop/oemjc/H18_csr_asia/index.html) 参照。URL は 2012 年 5 月 22 日現在のもの）。※2

ところで、日本においても、環境省所管法ばかりが環境法ではない。たとえば、都市計画法は国土交通省所管法だが、もちろん環境に関わりのある法律である。

ベトナムにおいても、「都市計画法 (Law on Urban Planning)」は存在するし (Law No.32/2009/QH12)、他にも「建設法 (Construction Law)」 (Law No.16/2003/QH11)、「水の生産、供給、消費にかかる Decree (政令)」 (Decree No.117/2007/ND-CP) など、建設省 (Ministry of Construction) 所管法規が、環境法としての機能を持っている。

## 第2-2 LEPの概要、イメージ

現行のLEP、すなわちベトナム環境保護法は、2005年に改正されたものである(2006年施行)。改正前のものは、1993年制定法(1994年施行)で、全55条だったところ、改正によって全136条と大幅に条文数が増えた。※3

なお、2012年4月時点で、さらにLEPの改正に向けた準備がなされているようである(UNDP(国連開発計画)が、LEP改正のためのコンサルタント人材を募集している(<http://www.ngocentre.org.vn/jobs/national-consultants-revision-2005-law-environmental-protection-lep> 参照。URLは2012年5月22日現在のもの)。

現行LEP(2005年改正法)について、日本の環境省は、経済的手法、情報的手法などの政策手法が盛り込まれていることなどから、「環境基本法的な特徴を有して」と評している。この評について、一般的に「環境についての基本的な法」ということであればその通りながら、日本の「環境基本法」とのアナロジーで「環境基本法的な特徴」と言うのであれば、それは少しイメージが違う。

日本の環境基本法は、国や政府を名宛人として政策目標を掲げたプログラム規定を主な内容とするもので、そこでは、国民や事業者は、概括的な責務を負うことを定められているにすぎない。条文の数も46条にとどまる。

これに対しLEPは、環境影響評価についての具体的な報告作成義務や、水、大気、廃棄物など個別の環境メディアや廃棄物管理の場面における、組織(事業者など)、家庭、個人など各主体の負うべき義務を定めている。その意味では、日本法に慣れ親しんだ者の頭で理解するならば、LEPは「日本でいう環境基本法と大気汚染防止法や水質汚濁防止法、廃棄物処理法、騒音規正法などの個別法を合わせたようなもの」というイメージである。※4※5

このほか、LEPについては、セクターごとの規制であることや、大気汚染、騒音、振動の規制も「廃棄物管理」の一つと整理されていることなどが特徴として挙げられている。

以下では、それらのことに留意しながら、日本法に慣れ親しんだ者の視点でLEPを読んでいく。

※1 大塚直『環境法(第3版)』(有斐閣、2010年) p.234

※2 環境省ウェブサイト>大気環境・自動車対策>日本モデル環境対策技術等の国際展開>日本の環境対策技術のアジア展開に向けて>ベトナムにおける環境汚染の現状と対策、環境技術対策ニーズ>政策動向と課題>ベトナムにおける環境汚染対策全般の現状、政策動向と課題

<http://www.env.go.jp/air/tech/ine/asia/vietnam/files/policy/policy-general.pdf> (URLは2012年5月22日現在のもの)でも紹介されているが、そこには本文に示した「CSR in Asia」報告書以上の情報はない。

なお、UNDP とベトナム計画投資省は、2008 年にベトナムアジェンダ 2 1 についてのブックレットをまとめている。このブックレットを発行した「ベトナムアジェンダ 2 1 オフィス」が、MONRE(天然資源環境省)ではなく計画投資省の中に設置されていることが意味するものは何だろうか。

※3 1993 年法から 2005 年法への改正については、本文に示した「CSR in Asia」報告書にその概要が紹介されている。

※4 本文に示した「CSR in Asia」報告書は、LEP について「ベトナムの環境法体系の基礎をなす」と形容している。的を射た形容である。

※5 そうすると、LEP は 2005 年改正で条文数が 136 条と、改正前に比べて倍以上に増えたわけだが、それでも少ないということになるだろう。第 1 - 3 (2) ③で述べたとおり、政府の発する Decree (政令) が、国会の立法活動が間に合わないときに必要性にかられて法律に代わるものとして制定されているものが多いとすれば、それらが整理されて、次回改正で LEP の中に取り込まれるとか、LEP を一部解体して別立ての法律を制定するといった可能性はある。

## 第 2 - 3 LEP の章立て

以下に、LEP の章立てを示す。環境メディア別の規制に慣れ親しんだ日本人の視点で読み進めるので、必ずしも章立てのとおりを読むわけではないが、鳥瞰図にはなるだろう。訳文は、原則として前掲「CSR in Asia」報告書添付資料に拠ることとする。

### 第 I 章 一般規定

### 第 II 章 環境基準

### 第 III 章 戦略的環境評価、環境影響評価、環境保護公約

#### 第 1 節 戦略的環境評価

#### 第 2 節 環境影響評価

#### 第 3 節 環境保護公約

### 第 IV 章 自然資源の保全と合理的利用

### 第 V 章 生産・経営・サービス活動における環境保護

### 第 VI 章 都市、住宅地の環境保護

### 第 VII 章 海、河川、その他水源の環境保護

#### 第 1 節 海洋の環境保護

#### 第 2 節 河水の環境保護

#### 第 3 節 その他の水源の環境保護

### 第 VIII 章 廃棄物管理

#### 第 1 節 廃棄物管理に関する一般規定

#### 第 2 節 有害廃棄物の管理

#### 第 3 節 通常固形廃棄物管理

#### 第 4 節 排水管理

#### 第 5 節 煤塵、大気、騒音、振動、光、放射能の管理及び制御

### 第 IX 章 環境事故の防止及び対応、環境汚染の改善、環境の回復

#### 第 1 節 環境事故の防止及び対応

#### 第 2 節 環境汚染の改善及び環境の回復

第 X 章 環境監視及び情報

第 XI 章 環境保護のための人材・資金

第 XII 章 環境保護に関する国際協力

第 XIII 章 環境保護に関する国の管理機関、ベトナム祖国戦線及びその構成組織の責任

第 XIV 章 環境に関する違反行為の検査・処理、環境に関する不服申し立ての解決、告訴と  
環境損害賠償

第 1 節 環境に関する違反行為の検査・処理、環境に関する不服申し立ての解決、告訴

第 2 節 環境汚染、悪化による損害

第 XV 章 施行規則

なお、「CSR in Asia」報告書添付資料の LEP 訳文は、「越文和訳上の翻訳」であって「法律条文上の翻訳」ではないとの断り書がある（同資料 p.58 注 1）。法律の専門家ではない翻訳者が訳しているのだから、当然であろう。その上で、管見では、現在日本において無料で入手できる LEP の訳文の中では、最も熟れた訳文であると思われる。

参考文献：北村喜宣『環境法』（弘文堂、2011 年）

阿部泰隆・淡路剛久編『環境法（第 4 版）』（有斐閣、2011 年）

次回（第 2 回）、LEP 第 I 章の読解へ

2012 年 5 月

主な配信先（敬称略）：ピーエム技研株式会社

U&I アドバイザリーサービス・ベトナム

南立川法律事務所

八王子合同法律事務所 弁護士 内田耕司

虎ノ門総合法律事務所 弁護士 海老沼英次

株式会社メルフィス 弁護士 岩田浩